

## 【事件名】帝産湖南交通事件（大阪高裁平成 30.7.2 判決）

～新聞記者に内部事情を提供した労働者に対する懲戒処分が無効とされた事例～

### 👉 どんな事件ですか？

- 本件は、Y社の正社員であり、組合の執行委員長であったXが、新聞記者に誤った情報を提供して報道させ、Y社の信用を著しく毀損したことが懲戒事由に該当するとして、Y社がした出勤停止の懲戒処分が無効であることの確認と、出勤停止期間分の未払賃金等の支払を求めてXが提訴した事件です。
- 地裁は、Xは虚偽を含む情報を提供しており、懲戒処分が相当性を欠くとは認められないとしてXの請求を棄却したため、Xが控訴しました。

### 👉 何が問題となったのですか？

- 本件では、新聞記事の内容（記事①：Y社は、パート社員が非組合員であることを理由に団体交渉に応じなかった。記事②：Y社では、長時間労働の翌日に心筋梗塞で入院した社員がいるなど、長時間労働により体調を崩す社員が現われている。）に関しXが新聞記者に対して行った情報提供が、Y社の就業規則所定の懲戒事由に該当するか否かが問題になりました。
- Y社の就業規則には、社員は会社の名誉を損なったり、機密を漏らしたりしてはならないと規定されていました。

### 👉 裁判所はどう判断したのですか？

#### ① 記事①及び②がY社の社会的評価を低下させるか否かにつき、次のように判断されました。

記事①に関しては、一般的な読者が、Y社が、パート社員が非組合員であるという形式的で合理性のない理由で交渉を断ったことを示すものと読む可能性がないとはいえず、Y社の社会的信用を低下させるものと解する余地がある。記事②に関しては、一般的な読者からY社の労働環境は苛酷なものであると理解される内容であり、Y社の社会的評価を低下させる。

#### ② 名誉毀損となり得るか否かの判断基準について、次のように判断されました。

民事上の不法行為である名誉毀損は、その行為が⑦公共の利害に関する事実に係り、⑧専ら公益を図る目的である場合には、⑨摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為は違法性がなく、不法行為は成立しない。

#### ③ その上で、本事件について、次のように判断されました。

記事①は、労働条件・労働環境を守り改善しようとする組合がY社のこれまでの組合に対する交渉姿勢を示したものであり、記事②は、組合がY社の労働実態を示す例を挙げたものと読むことができるから、記事①及び②の掲載又はXから新聞記者への情報提供行為は、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出たものと認めることができる。

また、記事①は、真実を記載したものと認めることができ、記事②も長時間労働をした社員が心筋梗塞と診断された事実が認められるから、長時間労働の実態があるという記事の核心部分につき真実を記載したものであるとすることができる。

#### ④ 本事件の結論

記事①及び②に係る情報提供行為には違法性がなく、不法行為は成立しないというべきであり、懲戒事由に該当するということができないから、本件懲戒処分は無効なものといわざるを得ないとされ、未払賃金等の一部の支払が認められました。なお、本判決は最高裁で確定しています（上告棄却・不受理 H31年1月15日 最三小決定）。

### 👉 この判例で注目すべきところは何ですか？

- 労働者が労働組合の機関紙以外の新聞の記者に社内事情を提供し、その内容が報道され、会社の社会的評価が低下した場合であっても、記事の内容が⑦公共の利害に関する事実に係り、⑧専ら公益を図る目的である場合において、⑨摘示された事実が真実であることが証明されたときは、違法性がなく、不法行為は成立しないとされました。